

2 水推第1302号－1

令和3年1月26日

水産政策審議会

会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

水産資源保護法第23条第1項の規定に基づく令和3年度の溯河魚類のうち
さけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機
構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について（諮問第350号）

このことについて、別紙案のとおり定めたいので、水産資源保護法（昭和26年法律
第313号）第23条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別紙)

令和3年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画（案）

放流水系	放流数（千尾）				
	さけ	からふとます	さくらます	べにざけ	合計
斜里川	11,600		600		12,200
常呂川		1,000			1,000
徳志別川	11,100	1,700	500		13,300
天塩川	5,000				5,000
石狩川	30,000		100		30,100
尻別川			1,200		1,200
伊茶仁川	8,000	4,500	100		12,600
標津川			200		200
西別川	25,000				25,000
釧路川	9,100			50	9,150
十勝川	15,300				15,300
静内川	6,400			50	6,450
安平川				50	50
遊楽部川	7,500				7,500
合計	129,000	7,200	2,700	150	139,050

令和2年度 全国さけ・ます人工ふ化放流計画

道県名	放流水系数	放流施設数	幼 稚 魚 放 流 予 定 数 (千尾)				全 魚 種 合 計
			サケ	カラフトマス	サクラマス	ベニザケ	
北海道	176 (176)	125 (125)	1,019,150 (1,043,700)	138,400 (138,400)	4,040 (4,585)	150 (150)	1,161,740 (1,186,835)
(太平洋)	93 (93)	70 (70)	583,950 (608,500)	41,500 (41,500)	400 (400)	150 (150)	626,000 (650,550)
(日本海)	83 (83)	55 (55)	435,200 (435,200)	96,900 (96,900)	3,640 (4,185)		535,740 (536,285)
青 森	16 (16)	13 (13)	130,000 (130,000)		890 (231)		130,890 (130,231)
(太平洋)	12 (12)	10 (10)	100,800 (100,800)		650 (191)		101,450 (100,991)
(日本海)	4 (4)	3 (3)	29,200 (29,200)		240 (40)		29,440 (29,240)
岩 手	36 (36)	30 (30)	405,924 (406,933)		1,690 (2,753)		407,614 (409,686)
宮 城	15 (15)	15 (14)	38,034 (57,291)				38,034 (57,291)
福 島	10 (10)	6 (6)	13,500 (13,500)				13,500 (13,500)
茨 城	3 (3)	3 (3)	2,500 (2,500)				2,500 (2,500)
秋 田	5 (5)	6 (6)	20,000 (20,000)		282 (310)		20,282 (20,310)
山 形	7 (7)	17 (17)	31,000 (31,000)		685 (685)		31,685 (31,685)
新 潟	17 (16)	22 (22)	32,352 (33,942)		1,976 (2,136)		34,328 (36,078)
富 山	8 (8)	10 (10)	15,337 (17,943)		1,318 (1,633)		16,655 (19,576)
石 川	1 (1)	1 (1)	3,500 (3,500)				3,500 (3,500)
全国計	294 (293)	248 (247)	1,711,297 (1,760,309)	138,400 (138,400)	10,881 (12,333)	150 (150)	1,860,728 (1,911,192)
(太平洋)	169 (169)	134 (133)	1,144,708 (1,189,524)	41,500 (41,500)	2,740 (3,344)	150 (150)	1,189,098 (1,234,518)
(日本海)	125 (124)	114 (114)	566,589 (570,785)	96,900 (96,900)	8,141 (8,989)	0 (0)	671,630 (676,674)

注

1. () は前年度計画数。
2. 放流水系には海中飼育等を行う沿岸域を含む。放流水系の全国計は、2県に重複する河川があるため、県別水系の合計と一致しない。
3. 表中の数値は水産研究・教育機構の放流計画の数と道県における放流計画の数の計。

国立研究開発法人水産研究・教育機構が行うさけ及びますの
個体群の維持のための人工ふ化放流について

- さけ・ます資源の保護培養のためには、民間による資源増大を目的とするさけ及びますの人工ふ化放流とともに、多様な遺伝形質のさけ及びますの放流により気候変動リスクを回避すること、地域特性に見合った幼稚魚の放流により回帰の確実性を高めること等を目的とする遺伝的多様性を維持するためのふ化放流や、資源状況を把握するためのふ化放流が必要であり、これらのふ化放流を農林水産大臣が定める計画に従って、水産研究・教育機構が実施することとされている。

- 当該ふ化放流は、地域固有の個体群の特性が維持されている主な河川において行われており、漁業の対象となりにくい早期及び後期の回帰群を含めてふ化放流を行うなど、自然産卵に極力近い再生産が行われるように配慮されている。また、全ての放流魚に耳石温度標識をつけ、放流サイズ毎、放流時期毎の回帰状況などが調査されている。

(参考)

水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）抜粋

（機構が実施すべき人工ふ化放流）

第二十三条 農林水産大臣は、毎年度、^{さく}溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）が実施すべき人工ふ化放流に関する計画を定めなければならない。

- 2 前項の計画においては、当該年度において人工ふ化放流を実施すべき河川及び放流数を定めなければならない。
- 3 農林水産大臣は、第一項の計画を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 農林水産大臣は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、機構に通知しなければならない。
- 5 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、当該計画に従って人工ふ化放流を実施しなければならない。